



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年1月29日金曜日 第2743号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....(保健福祉課).....37
 指定医療機関の廃止の届出.....(").....37
 医療機関(指定訪問看護事業者等)の指定.....(").....37
 介護機関(居宅介護事業者)の指定.....(").....38
 介護機関(介護予防事業者)の指定.....(").....38
 指定医療機関(指定訪問看護事業者等)の変更.....(").....38
 指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....(").....38
 指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出.....(").....39
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等(2件).....(経営支援課).....39
 肥料登録有効期間の更新.....(農産園芸課).....40
 農用地利用配分計画の認可申請.....(農産園芸課担い手・農地保全対策室).....40
 保安林の指定.....(森林整備課).....41
 保安林の指定の解除.....(").....41
 公共測量の終了の通知.....(道路維持課).....41
 開発行為に関する工事の完了(2件).....(中予地方局建築指導課).....41
 指定障害児通所支援事業者の指定.....(南予地方局地域福祉課).....42
 道路の区域変更(県道吉田宇和島線).....(南予地方局管理課).....42
 道路の供用開始(").....(").....42
 道路の区域変更(県道蔭淵下波線).....(").....42
 道路の供用開始(").....(").....43
 道路の区域変更(県道鳥井喜木津線).....(南予地方局八幡浜土木事務所).....43
 道路の区域変更(県道小田河辺大洲線).....(南予地方局大洲土木事務所).....43
 道路の供用開始(").....(").....43
 道路の区域変更(県道肱川公園線).....(南予地方局西予土木事務所).....43
 道路の供用開始(").....(").....44
 道路の区域変更(県道伊予石城停車場線).....(").....44
 道路の供用開始(").....(").....44

雑 報

平成27年度行政書士試験合格者の公示.....(私学文書課).....44
 危険物取扱者試験の実施に関する公示.....(消防防災安全課).....45
 消防設備士試験の実施に関する公示.....(").....46

告 示

○愛媛県告示第88号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成28年1月29日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
いよ整形外科	伊予市米湊870番地1	平成27年7月1日

○愛媛県告示第89号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成28年1月29日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
寺井歯科医院	宇和島市新田町一丁目2番38号	平成27年11月24日

○愛媛県告示第90号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関(指定訪問看護事業者等)を次のように指定した。

平成28年 1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人緑風会	大洲市新谷乙1186番地 1	訪問看護ステーションサファ イア	大洲市徳森2321番地 3	平成27年12月22日

○愛媛県告示第91号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成28年 1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人緑風会	大洲市新谷乙1186番地 1	訪問看護ステーションサファ イア	大洲市徳森2321番地 3	平成27年12月28日
医療法人明生会	四国中央市金生町下分1249番 地の 1	デイサービスほのぼの	四国中央市金生町下分1330番 地	平成28年 1月 1日

○愛媛県告示第92号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成28年 1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人緑風会	大洲市新谷乙1186番地 1	訪問看護ステーションサファ イア	大洲市徳森2321番地 3	平成27年12月28日
医療法人明生会	四国中央市金生町下分1249番 地の 1	デイサービスほのぼの	四国中央市金生町下分1330番 地	平成28年 1月 1日

○愛媛県告示第93号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定訪問看護事業等を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成28年 1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
愛媛医療生活協同組合	松山市来住町1091 - 1	若水訪問看護ステーション	（変更後） 新居浜市若水町一丁目 7 番45 号	平成13年12月20日
			（変更前） 新居浜市若水町一丁目 7 番51 号	

○愛媛県告示第94号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成28年 1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
宇和島ハイヤー株式会社	宇和島市丸之内一丁目1番7号	宇和島介護サービス	宇和島市丸之内一丁目1番7号	平成27年11月30日

○愛媛県告示第95号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成28年 1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
宇和島ハイヤー株式会社	宇和島市丸之内一丁目1番7号	宇和島介護サービス	宇和島市丸之内一丁目1番7号	平成27年11月30日

○愛媛県告示第96号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年 1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出の年月日
フジ本郷店	新居浜市本郷一丁目889番1号 外	大規模小売店舗の名称	バルティ・フジ本郷	フジ本郷店	平成24年3月1日	平成28年1月18日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ 株式会社大創産業 株式会社ヘルス	株式会社フジ 株式会社大創産業	平成25年5月31日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第97号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年 1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
フジ本郷店	新居浜市本郷一丁目889番1号 外	駐車場の位置及び収容台数	170台	79台	平成28年 9月19日	平成28年 1月18日
		駐輪場の位置及び収容台数	60台	40台		
		荷さばき施設の位置及び面積	268㎡	303㎡		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前9時から午後10時まで	午前7時から午後11時まで	平成28年 1月19日 ほか	
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時45分から午後10時15分まで	午前6時45分から午後11時15分まで		
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	3箇所	5箇所		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後6時まで	24時間		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第98号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成28年 1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成31年2月19日	愛媛県第1255号	混合有機質肥料	粒状混合有機質肥料1号	窒素全量 6.0 りん酸全量 5.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	有限会社上田産業 愛媛県八幡浜市八代664番地4

○愛媛県告示第99号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成28年 1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
濱 中 寿 也	愛媛県松山市神浦1834番地	愛媛県松山市神浦2908番ほか1筆	2,351
農事組合法人八反地営農組合	愛媛県松山市八反地甲228番地1	愛媛県松山市八反地甲998番1ほか18筆	9,983
越 智 祐二郎	愛媛県西条市飯岡824番地	愛媛県西条市飯岡字久保646番1	1,864
越 智 文 雄	愛媛県西条市飯岡1849番地1	愛媛県西条市飯岡字申塚1903番1ほか1筆	2,544
越 智 壽 昭	愛媛県西条市飯岡2273番地	愛媛県西条市飯岡字桶井1004番1ほか3筆	3,865
高 橋 千 尋	愛媛県西条市飯岡1200番地1	愛媛県西条市飯岡字鳥居前311番	1,440
中 村 茂	愛媛県西条市北条1701番地2	愛媛県西条市北条1684番ほか1筆	3,868
農事組合法人増穂生産組合	愛媛県宇和島市津島町増穂丙472番地1	愛媛県宇和島市津島町増穂丙1289番1ほか33筆	51,093
内 山 均	愛媛県宇和島市津島町増穂丙1535番地	愛媛県宇和島市津島町増穂丙263番1ほか3筆	10,335
中 村 壽 夫	愛媛県宇和島市津島町増穂丙180番地3	愛媛県宇和島市津島町増穂丙1458番1ほか7筆	6,905
池 田 定 彦	愛媛県宇和島市津島町増穂丙310番地	愛媛県宇和島市津島町増穂丙76番1ほか6筆	4,275
池 田 岳 史	愛媛県宇和島市津島町増穂丙107番地	愛媛県宇和島市津島町増穂丙103番1ほか5筆	7,247
菊 地 和 男	愛媛県宇和島市津島町増穂乙707番地	愛媛県宇和島市津島町増穂丙1715番1ほか21筆	20,502

谷 口 貴	愛媛県宇和島市津島町増穂丙1595番地7	愛媛県宇和島市津島町増穂乙181番1ほか7筆	6,181
三 曳 友 幸	愛媛県宇和島市津島町増穂丙785番地	愛媛県宇和島市津島町増穂丙1720番1ほか8筆	11,688
株式会社 山口園芸	愛媛県宇和島市津島町山財4925番地	愛媛県宇和島市津島町増穂丙1603番3ほか1筆	2,668
西 田 知 史	愛媛県宇和島市津島町増穂丙783番地	愛媛県宇和島市津島町増穂丙1583番1ほか9筆	10,570
松 田 健 二	愛媛県宇和島市津島町増穂丙1568番地1	愛媛県宇和島市津島町増穂乙1100番ほか8筆	9,777
山 村 武	愛媛県宇和島市津島町増穂丙1387番地4	愛媛県宇和島市津島町増穂丙1246番1ほか6筆	6,830
梶 原 春 榮	愛媛県宇和島市津島町増穂丙635番地	愛媛県宇和島市津島町増穂丙1323番1ほか15筆	13,339
山 本 豊	愛媛県宇和島市津島町増穂乙990番地1	愛媛県宇和島市津島町増穂乙515番ほか2筆	2,455
池 田 満 明	愛媛県宇和島市津島町増穂丙295番地	愛媛県宇和島市津島町増穂丙114番1ほか2筆	2,545
山 下 文 隆	愛媛県宇和島市津島町増穂乙543番地	愛媛県宇和島市津島町増穂乙518番ほか2筆	2,928
川 田 秀 利	愛媛県宇和島市保田甲333番地43	愛媛県宇和島市津島町横川2136番1ほか3筆	4,512

2 申請年月日
平成28年 1月18日

○愛媛県告示第100号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成28年 1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 保安林の所在場所
西条市丹原町楠窪 2号263の26、2号469の3、2号469の21、2号469の23、2号469の24
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件

○愛媛県告示第103号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年 1月29日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
27中局建（開）第21号 平成27年 8月25日	伊予郡松前町大字北川原字原端921番4、921番9	松山市富久町150番地3 ケイズコート103号 山 本 和 哉

○愛媛県告示第104号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年 1月29日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第101号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成28年 1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 解除に係る保安林の所在場所
南宇和郡愛南町僧都875の3、877の2、877の3、878の16、879の12
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第102号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年 1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 作業種類 公共測量（道路現況平面図作成）
- 作業期間 平成27年10月6日から
11月30日まで
- 作業地域 松山市の一部

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
27中局建(開)第23号 平成27年9月16日	東温市牛渕字廣地1288番1	松山市東野六丁目5番28号 有限会社山光土地 代表取締役 鍛冶崎 寿 一

○愛媛県告示第105号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成28年1月29日

愛媛県南予地方局長 稲田 洋一郎

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850300108	きくぞのケアパーク株式会社	愛媛県宇和島市和霊元町四丁目1番12号	阿部 進	放課後等デイサービス	なないるの羽恵美須町ルーム	愛媛県宇和島市恵美須町2丁目2番2号	平成28年 1月11日

○愛媛県告示第106号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年1月29日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	吉田宇和島線	宇和島市大浦甲1079番3から 同市大浦甲1073番2まで	旧	メートル 4.8~9.3	キロメートル 0.067	
			新	7.6~20.0	0.067	

○愛媛県告示第107号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年1月29日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	吉田宇和島線	宇和島市大浦甲1079番3から 同市大浦甲1073番2まで	平成28年1月29日

○愛媛県告示第108号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年1月29日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	蔦淵下波線	宇和島市蔦淵1031番から 同市蔦淵1011番まで	旧	メートル 2.8~3.0	キロメートル 0.053	
			新	3.0~7.4	0.053	

○愛媛県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成28年 1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	蒋淵下波線	宇和島市蒋淵1031番から 同市蒋淵1011番まで	平成28年 1月29日

○愛媛県告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成28年 1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町神崎サルワタリ2135番地先から 同町神崎サルワタリ2019番地先まで	旧	メートル 12.2～19.6	キロメートル 0.140	
			新	14.8～34.3	0.140	
"	"	西宇和郡伊方町足成ダバ832番1地先から 同町足成ダバ840番地先まで	旧	5.0～8.3	0.090	
			新	8.2～24.6	0.090	

○愛媛県告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成28年 1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡内子町南山864番3から 同町南山809番7まで	旧	メートル 4.8～124.0	キロメートル 0.220	
			新	4.8～144.0	0.180	

○愛媛県告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成28年 1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡内子町南山864番3から 同町南山809番7まで	平成28年 1月29日

○愛媛県告示第113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	西予市野村町予子林5250番 2 から 同町予子林5251番 3 まで	旧	メートル 28.3～57.7	キロメートル 0.045	
		西予市野村町予子林5250番 3 から 同町予子林5251番 3 まで	新	28.3～67.3	0.045	

○愛媛県告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	西予市野村町予子林5250番 3 から 同町予子林5251番 3 まで	平成28年 1月29日

○愛媛県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	伊予石城停車場線	西予市宇和町岩木216番 9 地先から 同町岩木162番 3 まで	旧	メートル 7.8～17.3	キロメートル 0.319	
		西予市宇和町岩木216番 1 地先から 同町岩木162番 3 まで	新	16.2～19.0	0.319	

○愛媛県告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伊予石城停車場線	西予市宇和町岩木216番 1 地先から 同町岩木162番 3 まで	平成28年 1月29日

雑 報

○公 告

平成27年度行政書士試験合格者の公示について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により愛媛県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験の合格者を次のとおり公示する。

平成28年 1月29日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 磯 部 力

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
7510005	7510072	7510180	7510340
7510013	7510080	7510221	7510349

7510032	7510090	7510225	7510358
7510038	7510092	7510237	7510379
7510047	7510107	7510240	7510384

7510061	7510137	7510285	/
7510067	7510174	7510336	

○公 告

危険物取扱者試験の実施に関する公示

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5 第1項の規定により、愛媛県知事から委任された危険物取扱者試験を次のとおり公示する。
平成28年 1月29日

一般財団法人 消防試験研究センター
理事長 北 村 吉 男

1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

区 分	試 験 日 時	受験願書受付期間	受付場所（問い合わせ先）	提出方法
第1回	平成28年 6月26日（日）	書面申請 平成28年4月12日（火） ～4月22日（金）	書面申請 （一財）消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790 0011 松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル5階 T E L . 089 - 932 - 8808 F A X . 089 - 935 - 4484 受付時間（土日、祝祭日を除く。） 9：00～17：00 （ただし、12：00～13：00を除く） 電子申請（問い合わせ先） （一財）消防試験研究センター （本部）企画研究部電子申請室 T E L . 0570 - 07 - 1000（専用） 問い合わせ時間 9：00～17：00 （土日、祝祭日を除く。）	書面申請 郵送又は持参 電子申請 インターネット利用
		電子申請 4月9日（土）9時 ～4月19日（火）17時		
第2回	平成28年 10月30日（日）	書面申請 平成28年9月2日（金） ～9月12日（月）		
		電子申請 8月30日（火）9時 ～9月9日（金）17時		
第3回	平成29年 2月5日（日）	書面申請 平成28年12月9日（金） ～12月20日（火）		
		電子申請 12月6日（火）9時 ～12月17日（土）17時		

2 受験地、試験会場、試験種類、開始時刻等

(1) 学校の生徒（大学、短期大学等を除く学校教育法第1条に掲げる学校の生徒）

区 分	受験地	試 験 会 場	試 験 の 種 類	試 験 開 始 時 刻 （集合時刻）
第1回 （H28.6.26） 及び 第2回 （H28.10.30）	新居浜市	新居浜工業高等学校	甲種、乙種1・2・3・4・5・6類、丙種	午前10時 （集合：午前9時半）
	今 治 市	今治工業高等学校	甲種、乙種1・2・3・4・5・6類、丙種	同 上
	松 山 市	松山工業高等学校	甲種、乙種1・2・3・4・5・6類、丙種	同 上
	八幡浜市	八幡浜工業高等学校	甲種、乙種1・2・3・4・5・6類、丙種	同 上
	西 条 市	東予高等学校	乙種4類（科目免除なし）、丙種	同 上
	宇和島市	吉田高等学校	乙種4類（科目免除なし）、丙種	同 上
第3回 （H29.2.5）	松 山 市	松山工業高等学校	甲種、乙種1・2・3・4・5・6類、丙種	【乙種第4類（科目免除なし。）】 午前10時又は午後2時 （集合：9時半又は午後1時半） 【その他全種類】 午後2時 （集合：午後1時半）

（備考）第3回試験の乙第4類（科目免除なし）の午前又は午後受験の指定は、消防試験研究センター愛媛県支部が行う。

(2) 社会人等（大学生、短期大学生、専修学校・各種学校の生徒を含む。）

区 分	受験地	試 験 会 場	試 験 の 種 類	試 験 開 始 時 刻 (集合時刻)
第1回 (H28.6.26) 及び 第2回 (H28.10.30)	松山市	愛媛大学	甲種、乙種1・2・3・4・5・6類、丙種	【乙種第4類(科目免除なし。)] 午前10時又は午後2時半 (集合:9時半又は午後2時) 【その他全種類】 午前10時 (集合:午前9時半)
第3回 (H29.2.5)	松山市	愛媛大学	甲種、乙種1・2・3・4・5・6類、丙種	【乙種第4類(科目免除なし。)] 午前10時又は午後2時 (集合:9時半又は午後1時半) 【その他全種類】 午後2時 (集合:午後1時半)

(備考)乙第4類(科目免除なし)の午前又は午後の受験の指定は、消防試験研究センター愛媛県支部が行う。

3 受験願書用紙・受験案内等の配付

- (一財)消防試験研究センター愛媛県支部
- 愛媛県民環境部防災局消防防災安全課
- 愛媛県各地方局防災対策室及び各地方局支局総務県民室
- 松山市消防局及び各市・町・地区消防本部

○公 告

消防設備士試験の実施に関する公示

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の9第1項の規定により、愛媛県知事から委任された消防設備士試験を次のとおり公示する。
平成28年1月29日

一般財団法人 消防試験研究センター
理事長 北村吉男

1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

区 分	試 験 日 時	受験願書受付期間	受付場所(問い合わせ先)	提出方法
第1回	平成28年 8月7日(日) 開始時刻 10時 (集合9時半)	書面申請 平成28年6月20日(月) ~6月30日(木) 電子申請 平成28年6月17日(金)9時 ~6月27日(月)17時	書面申請 (一財)消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790 0011 松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル5階 TEL.089-932-8808 FAX.089-935-4484 受付時間 9:00~17:00(土日、祝祭日を除く。)	書面申請 郵送又は持参 電子申請 インターネット利用
第2回	平成29年 1月8日(日) 開始時刻 10時 (集合9時半)	書面申請 平成28年11月7日(月) ~11月17日(木) 電子申請 平成28年11月4日(金)9時 ~11月14日(月)17時	電子申請(問い合わせ先) (一財)消防試験研究センター (本部)企画研究部電子申請室 TEL.0570-07-1000(専用) 問い合わせ時間 9:00~17:00(土日、祝祭日を除く。)	

2 受験地・所在地・試験会場及び試験種類

区 分	受験地	所 在 地	試 験 会 場	試 験 の 種 類
第1回	松山市	文京町3	愛媛大学	甲種 特・1・2・3・4・5類、乙種 1・2・3・4・5・6・7類
第2回	第1回と同じです。			

3 受験願書用紙・受験案内等の配付

- (一財)消防試験研究センター愛媛県支部
- 愛媛県民環境部防災局消防防災安全課
- 愛媛県各地方局防災対策室及び各地方局支局総務県民室
- 松山市消防局及び各市・町・地区消防本部